

**平成 31 年度後期（第 11 期）官民協働海外留学支援制度**  
**～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース**

**「島根県グローバル人材育成支援事業」**

**募 集 要 項**

島根県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会」では、平成 31 年度後期（第 11 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

**<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>**

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、2020 年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという政府の目標の下、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集します。

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、海外での「異文化体験」や「実践活動（※）」に焦点を当てた留学を推奨することにより、学生時代により多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。そのため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援することで、個性あふれる多様な派遣留学生のネットワークを形成し、グローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修（以下「事前・事後研修」という。）の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びによる育成を焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機

運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

#### <「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（原則として都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

機構は、採択された地域事業に対し、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前・事後研修等に参加することになります。

本要項は島根県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会（以下「本協議会」という。）が実施する島根県グローバル人材育成支援事業（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

## 記

### 1. 趣旨

島根県は、世界遺産の「石見銀山」、国宝の「出雲大社」・「松江城」など、豊富な観光資源に恵まれています。また、特殊鋼、鋳物、電子部品、情報通信産業、農業機械、自動車部品、石州瓦、食品など、ものづくり産業の集積や大規模な生産拠点が、地域経済を牽引しています。特に、「たたら製鉄」からつながる特殊鋼メーカーの事業拡大や特殊鋼関連企業の共同受注体「SUSAN00」が航空産業等への参入を目指していることや、プログラミング言語 Ruby を中心にソフトウェア系の IT 産業の集積など、製造業や IT 産業に特徴を持っています。

一方、島根県は、地域の特性を活かした新産業・新事業の創出、中小企業のグローバル化や海外での販路拡大や海外進出の進展、国内外からの観光客誘致促進などの課題を抱えています。

このような地域が抱える課題を解決し、地域の可能性を広げていくためには、課題を多角的に見る力、粘り強く課題に取り組む力、正解の見えない中でより良い選択肢を選ぶ能力など、地域を理解したうえで、グローバルかつローカルな視点を持った人材の育成が必要となっています。このような人材育成を行うため、島根県の産官学が連携して本事業を推進していきます。

## 2. 事業の概要

本事業は、島根県が抱える課題に果敢にチャレンジし、将来の島根県の産業界をリードするグローバルな人材を育成し、県全体の地域活性化につなげていくため、産業界、高等教育機関、県が連携し、①製造業や IT 分野などで活躍する産業人材、②県内企業の海外展開に関するビジネスモデルを創出する人材、③海外との交流促進や観光客拡大につなげる資質を持った人材を育成するためのプログラムです。また、④事業の趣旨・目的に沿った学生オリジナルの計画も受付けています。

## 3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

(1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
- ・社会のために貢献したいという高い志
- ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
- ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

(2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修、派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動(独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等)に主体的に参画する人材

(4) 島根の地域課題を理解した上で、異文化社会での経験を踏まえて積極的に課題に自らチャレンジしようという意欲のある人材

## 4. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、島根県の大学、大学院、短期大学、高等専門学校(第3年次以上で専攻科を含む)、専修学校(専門課程)(以下「大学等」という。)に在籍する学生または島根県以外の大学等に在籍し、卒業・修了後島根県にU Iターンを希望する学生で、本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

## 5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

#### <地域独自プログラム>

島根県は、少子高齢化・人口減少、中小企業のグローバル化や海外での販路拡大、外国からの訪日観光客が期待通りとなっていない、地域の特性を活かした新たな産業・事業の創出などの諸点で課題を抱えています。このような課題のある中、以下の産業を振興すべく官民あげて取り組んでいます。

#### ・プログラムのテーマ（産業・分野・課題等）

##### ① 目指せグローバルエンジニア：県内企業が求める産業技術人材育成コース

島根県内の特徴的な集積産業や大規模な生産拠点がある製造業（特殊鋼、鋳物、電子部品、情報通信産業など）や、ソフトウェア系のIT産業は今後も県内産業の屋台骨を支える産業であります。そのため、本産業を支える人材の育成が急務となります。本コースはこれら産業を中心とし、海外との取引、海外拠点の責任者となり得るグローバルな視点を有した人材を育成するコースです。

##### ② 島根産業の国際化：県内企業の海外展開に関するビジネスモデルを創出する人材育成コース

人口が減少する中で、新たなマーケットの開拓は重要な課題です。学生の柔軟な発想力で新たなマーケットを切り開いていくことを目的とし、県内企業の海外展開（販路開拓・進出）や、そのような展開を促進するための市場等を調査・分析し、計画の提案・実践できる人材を育成するためのビジネスモデルコースを設けます。

##### ③ 世界との縁結び：島根と海外の交流促進、観光客増大につなげる人材の育成コース

貴重な観光資源を有しながら、外国人観光客の誘致は十分でない状況を改善し、島根県の特性を活かしながら、外国人観光客のニーズにあった観光商品の開発や情報発信の企画提案ができ、高いプレゼンテーション能力を備えた人材を育成するコース。

##### ④ 事業の趣旨・目的に沿った学生オリジナルコース

#### ・事前オリエンテーション…内容、実施時期、期間

本事業の趣旨・目的、島根県の現状と課題、基本的な海外安全講座等を座学形式で行うとともに、インターンシップに関する企業等からのオリエンテーションを、平成31年7月頃に行います。

#### ・壮行会…内容、実施時期

地域の壮行会は松江市内で平成31年7月下旬頃に開催し、派遣留学生が支援企業、経済団体、高等教育機関に留学計画を発表します。

#### ・留学プログラム、事前・事後インターンシップ…活動内容、派遣先、実施時期、期間 (留学プログラム)

① 留学期間は28日以上1年以内とし、5.（1）に記載した4コースのいずれかを選択し留学

します。

- ② 海外活動地域は、県内企業が主に活動する地域及び、今後の展開が期待される地域（中国、香港、台湾、ベトナム、タイ、インドネシア、ミャンマー、インド、その他アジア、北米、ヨーロッパ）とします。
- ③ 海外留学・実践活動先は、本協議会が提示する中から選定するほか、自ら提案することもできます。希望する学生は地域コーディネーター（県内各高等教育機関の学生は所属する大学等の国際交流担当部署に確認下さい）に相談してください（県外学生は島根大学に問い合わせください。連絡先は文末に記載）。想定される留学先等は以下の通りです。
- 大学、研究機関、県内企業の海外営業所・現地工場、県内企業の海外の提携先や取引企業、その他

#### （事前・事後のインターンシップ）

- ① 留学中の実践活動に必要な知識を習得し、設定課題を深化させるために事前・事後のインターンシップを行います。
- 学生の課題設定に応じ、留学前に企業等内の実務研修又は県内実地調査（10日間程度）を行い、留学後に実務研修又は県内実地調査（10日間程度）を行うことで、留学中に学んだことを企業にフィードバックします。（事前・事後のインターンシップは合計20日間以上が必須です）。
- ② インターンシップ先は、原則寄附企業としますが、適切なインターンシッププログラムが整備されていれば、手続きを経た上で、寄附企業、経済団体や高等教育機関が推薦する関係機関も加えることができます。詳細については申請前に地域コーディネーターに相談下さい。
- 寄附企業名は以下の通り。（50音順、平成30年12月1日現在）

浅利観光株式会社、株式会社出雲村田製作所、株式会社オネスト、株式会社キグチテクニクス、山陰クボタ水道用材株式会社、株式会社山陰合同銀行、山陰中央テレビジョン放送株式会社、島根島津株式会社、株式会社島根富士通、株式会社田部、株式会社テクノプロジェクト、中村ブレイス株式会社、パナソニックESソーラーシステム製造株式会社、ホシザキ株式会社島根工場、松江土建株式会社、有限会社松の湯、株式会社ミック、皆美グループ

#### ・事後報告会…内容、実施時期

留学生が帰国した時点で、学生の留学成果を当該留学に直接関係した企業等関係者、本協議関係者を対象にした発表会を平成32年4月に行います。また、高等教育機関にて発表会を実施します。

#### <日本代表プログラム>

- ・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）  
※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

#### (2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①平成31年(2019年)8月10日から平成32年(2020年)3月31日までの間に外国において留学が開始される(渡航日ではなく、プログラム開始日となります。)計画

※日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。

②外国における留学期間が28日以上1年以内(2か月以上推奨)の計画

※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、帰国に係る期間は含まれません。

※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。

③留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

④日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

⑥留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ」上の、「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

## 6. 派遣留学生の選考における審査の観点

書類審査においては以下の(1)~(3)についての評価及び記載内容の論理性などの点を中心に評価を行います。また、面接審査は本人の意欲などを確認するとともに、人物面を重視した評価を行います。

(1) 島根県の大学等に所属する学生、または、UIターンを希望する学生であり、将来の島根県の産業界をリードする人材となり、留学を通じて社会のために貢献したいという強い志をもつ学生

(2) 島根県の企業等への就職を強く希望する学生

(3) 島根県の地域活性化、問題解決に貢献することを強く希望する学生

## 7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料(以下「奨学金等」という。)が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙1-1、別紙1-2、別紙2を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第1希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

## 8. 支援予定人数

6名程度（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

## 9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

(2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

(4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※家計基準の判定は、平成31年（2019年）4月1日時点の学籍身分（見込）で行ってください。

在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。

※詳細は別紙1-1及び別紙1-2を参照してください。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めますので、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会へ連絡してください。

(7) 平成31年（2019年）4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている学生は本制度の奨学金と併給が可能ですが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行って

ださい。

- (9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。

- (10) 本制度の平成31年度後期（第11期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び平成31年度（第5期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。

- (11) 本事業の支援企業でのインターン（そのような経験のない場合には県内外企業・地域・NPO等でのインターンの経験でも可）を有することが望ましい。

## 10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。  
(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

## 11. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会、高等教育機関、島根県のウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

- (1) 島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校、島根県（県外学生の場合については、19.の連絡先まで問い合わせてください。）

URL： 島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会 <https://www.tobitate-shimane.jp/>  
島根大学 <http://kokusai.shimane-u.ac.jp/>  
島根県立大学 <http://www.u-shimane.ac.jp/effort/international/>  
松江工業高等専門学校 <http://www.matsue-ct.ac.jp/>  
島根県 <http://www.pref.shimane.lg.jp/sangyo/>

(2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①平成 31 年度後期（第 11 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式 1）

②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※自由記載申請書は、大学、所属、氏名を必ず記載してください。

※申請書類は全て A4 サイズに統一して作成してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

**在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認**してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を 3MB 以内におさえて作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

## 12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限：平成 31 年(2019 年) 4 月 11 日 (木) 12 時必着

書面審査（一次審査）：平成 31 年(2019 年) 4 月下旬

書面審査結果の通知：平成 31 年(2019 年) 5 月上旬

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面節審査（二次審査）：平成 31 年(2019 年) 5 月 15 日 (水) (予定)

場所：島根大学

審査方法：プレゼンテーションおよび面接（個人およびグループ）

採否結果の通知：平成 31 年(2019 年) 6 月中旬

事前オリエンテーション：平成 31 年(2019 年) 7 月上旬（予定）

事前インターンシップ：平成 31 年 7 月から留学開始迄の間で、企業と調整のうえ 10 日間程度、事前・事後インターンシップの合計が 20 日以上になることが必須

日本代表プログラムの事前研修（1泊2日）：

平成31年(2019年) 8月～12月に留学を開始する派遣留学生

関東会場（予定）

- ①平成31年(2019年) 7月29日（月）、30日（火）
- ②平成31年(2019年) 7月31日（水）、8月1日（木）
- ③平成31年(2019年) 8月3日（土）、8月4日（日）
- ④平成31年(2019年) 8月5日（月）、8月6日（火）

関西会場（予定）

- ⑤平成31年(2019年) 8月8日（木）、9日（金）

平成32年(2020年) 1月～3月に留学を開始する派遣留学生

関東会場（予定）

- ⑥平成31年(2019年) 12月

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始 : 平成31年(2019年) 8月10日(土) 以降

事後インターンシップ : 留学終了後から企業と調整のうえ10日間程度

事後報告会 : 平成32年(2020年) 4月（予定）

### 13. 日本代表プログラムの事後研修への参加と留学状況報告書の提出（留学終了後）

派遣留学生は、原則として帰国後1年以内に、年10回程度（3月、7月、9月、12月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（2日間）のいずれか1回に参加する必要があります。また、日本代表プログラムの事後研修参加後1か月以内に「留学状況報告書」を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

### 14. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

## 15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

## 16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

なお、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- ・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト 海外留学支援サイト  
<http://ryugaku.jasso.go.jp/>
- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト 留学大図鑑  
<https://tobitate.jasso.go.jp/zukan/>

#### 17. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて、本協議会に相談してください。

#### 18. 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

#### 19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

【住所】 〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060 島根大学国際交流センター (担当：青、藤田)

【メール】 [tobitate\\_shimane@office.shimane-u.ac.jp](mailto:tobitate_shimane@office.shimane-u.ac.jp)

【電話】 0852-32-9772

【問合せ対応時間】 月曜から金曜 9：00～16：00